

案内

8月15日は精霊流し

(市)保健衛生推進協議会では、8月15日(月)にお盆の精霊流しを実施します。お盆の供物や新仏の棚などを衛生的に処理するため、市が回収します。時間などの詳細は、自治会の回覧をご覧ください。くか、各地区の衛生常務委員へ問い合わせてください。

地区	回収場所
三木地区	永久橋・長久橋・東条町洗場・上津橋・商工会議所横市営駐車場・末広橋ほか
三木南地区	三木南交流センター駐車場
別所地区	別所町公民館駐車場
志染地区	志染町公民館駐車場
細川地区	細川町公民館駐車場
□吉川地区	□吉川町公民館グラウンド
緑が丘地区	緑が丘町公民館駐車場
青山地区	
自由が丘地区	自由が丘中央公園(自由が丘公民館前)

問(市)生活環境課 環境政策・消費者行政係

案内

三木市合同戦没者追悼式を中止します

例年8月15日に開催しています「三木市合同戦没者追悼式」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため今年度の開催を中止します。

問(市)福祉課 総務・高齢者福祉係

防災

台風への備え

台風は例年8月から9月の間に最も多く日本に接近・上陸し、毎年各地で大きな災害が発生しています。台風は事前にテレビやインターネットで情報を知ることができ、被害を軽減し、身を守るために普段から防災対策をしておきましょう。

台風への備え

- 側溝が詰まらないように掃除をする
- 懐中電灯、ラジオ、食料、水などの非常用品を準備し、避難時のことについて家族などと話し合う



防災

花火をするときは マナーを守り安全に

本格的な夏を迎え、花火を楽しむ季節がやってきました。花火は正しく取り扱わないと火災やケガをする恐れがあります。次のことに注意して、楽しく遊びましょう。

- 大人と一緒に遊ぶ
- 風の強い日は花火をしない
- 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守る
- 花火を人の方向に投げない
- 水を用意し、火の後始末をしっかりと行う



問(市)消防本部 予防課 ☎89-0171

訂正

住民税非課税世帯臨時給付金の申請期間誤りについて

広報みき7月号の7ページに掲載しました「住民税非課税世帯などに臨時特別給付金10万円を支給」の記事において、申請期間に誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。

正 住民税非課税世帯：7月上旬～11月30日(金) 家計急変世帯：7月上旬～9月30日(金)

問(市)福祉課 臨時特別給付金担当 ☎42-9008



▲三木安心安全ネットはこちら

三木警察署だより ☎82-0110

警察・自衛隊合同就職説明会 in北播磨

- ▶日時 8月6日(土) 午後1時～4時 受付随時(最終は午後3時30分)
- ▶場所 サンライフ三木 2階研修室 (福井1933-12)

事前申し込み不要、保護者の参加、私服での参加もできます。



少年非行防止と被害防止

少年の非行や犯罪被害は、決して他人事ではありません。地域ぐるみで子ども達に声をかけるなど、非行防止、犯罪被害防止に取り組みましょう。
・子どもの動向に関心を持ち、交友関係や行き先などについて把握し、門限などのルールを決める
・子どものアルバイトの内容、小遣いなどの額にそぐわない高額な物を持っていないかなどを把握する
・スマートフォンなどのインターネット利用について、家庭で利用時間や利用方法のルールを決める

通い放題の脱毛エステ、中途解約に注意！ 問(市)生活環境課

- ・19歳の学生で、39万円の脱毛エステのローン契約をし、その場で5万円を現金で支払った。家に帰ってから親と相談し、クーリング・オフをすることにした。まずは電話連絡と書面で通知をするよう書いてあったので電話をしたが繋がらず、メールをしても返信がない。クーリング・オフのはがきを送付したが、今後どうなるか不安。(10代女性)
- ・昨年の7月に脱毛エステの中途解約をした。返金金額には納得しているものの8カ月経っても返金がない。何度も問い合わせをしているが返金時期は未定といわれるだけで、本当に返金されるのか不安。(40代女性)

脱毛エステのクーリング・オフや中途解約時の返金に関する相談が多くなっています。

契約前に施術内容や契約条件について説明を受け、よく理解することが大切です。中途解約して返金がされる期限や1回の施術にかかる料金も確認しましょう。通い放題の場合「有料での施術期間・回数」と「無料での施術期間・回数(アフターサービス)」に分かれているケースが多くあります。全体の施術期間だけを見ず、詳細を書面で確認しましょう。

成年年齢が引き下げられ、18歳以上の方は保護者の同意がなくても自分で契約ができます。契約を結ぶことの意味や責任を十分に理解したうえで冷静に判断し、不安な場合はその場で契約や施術をしないようにしましょう。

少しでも不安を感じたり、トラブルになった場合は当センターへ相談してください。一人での相談が難しい場合は、家族や周りの人が付き添いましょう。

契約や商品に関するトラブルや多重債務に関することは 消費生活相談へ

- 日時 月・火・木・金曜(第2木曜と祝日を除く) 午前9時～正午、午後0時45分～4時
- 場所 市役所 2階消費生活センター(電話でも相談できます)

